

納税準備預金

(平成26年4月1日現在)

1 商品名	・ 納税準備預金
2 販売対象	・ 法人および個人
3 期間	・ 特に期間の定めはありません。
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます。 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出してください。
6 利息 適用金利 利払頻度 計算方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 毎年2月と8月の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算
7 手数料	
8 付加できる 特約事項	
9 中途解約時の 取扱い	
10 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-414-051 フリーダイヤル 又は072 841 1192）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）- もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
11 その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、課税扱いとなります。（ただし、預金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。） ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）